

馬伝染性貧血の自衛防疫指針

〔平成 30 年 4 月 1 日付 30 軽防協第 2 号〕
軽種馬防疫協議会 議長 通知

馬伝染性貧血（Equine Infectious Anemia ;EIA）は、馬伝染性貧血ウイルスを原因とするウイルス性疾患である。致死的な疾病であり有効な治療もないことから、馬産業に大きな損害をもたらす伝染病として、家畜伝染病に指定されている。本病は吸血昆虫の媒介による機械的伝播や、汚染注射器や生物学的製剤を介した人為的感染により伝播する。潜伏期間は通常 1～3 週間であるが、3 ヶ月程度に及ぶ例も報告されている。

日本においては、1952 年頃までは年間に 10,000 頭近くの馬が摘発されていた。しかしながら、寒天ゲル内沈降反応の開発により診断精度が向上したことや、家畜伝染病予防法に基づく定期的な検査および自主検査により、確実に摘発と淘汰が進み、本病の発生は減少した。2011 年以降は発生を認めておらず、2017 年の馬防疫検討会においてその清浄化が確認された。

一方、海外では本病の発生が引き続き報告されており、馬の輸入がある限り、本病の侵入リスクはゼロとはならない。したがって今後は本病への防疫体制として、先の馬防疫検討会がまとめた報告書に基づき作成した下記指針により、これを推進されたい。

記

1. 輸入馬については、輸入後少なくとも 1 か月の間隔をあげ、着地検査期間中に検査を実施し、陰性を確認すること
2. 貧血など、本病の感染が疑われる馬については、検査を実施すること

なお清浄度の維持確認のため、未検査の競走用馬は当面の間、競馬場等への入厩前に検査を実施すること。